

神戸大学 学報

昭和28年9月1日発行 号外

◎ 学内規則

神戸大学大学院学則
(昭和28.9.28制定)

第1章 目的

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び應用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(修士課程及び博士課程)

第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立つて専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、独創的研究によつて、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与すると共に、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第2章 研究科

(研究科の種類)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

- 経済学研究科
- 経営学研究科
- 法学研究科

(専攻課程の種類)

第4条 各研究科における修士課程及び博士課程には、それぞれ次の専攻課程を置く。

- 経済学研究科
 - 経済学・経済政策専攻
 - 国際経済専攻
- 経営学研究科
 - 経営学・会計学専攻
 - 商学専攻
- 法学研究科
 - 私法専攻
 - 経済法専攻

第3章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第5条 本大学院の教員は、学部並びに研究所の教授、助教授及び講師の中からこれにあてる。

(研究科長)

第6条 各研究科に研究科長を置き、当該研究科委員会において互選する。

(研究科委員会)

第7条 各研究科に研究科委員会を置き、研究科の授業を担当する教授を以て組織する。但し、助教授及び専任講師を参加せしめることができる。

(大学院委員会)

第8条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会については別に定める。

第4章 学科課程、履修方法及び課程修了の認定
(学科課程)

第9条 各専攻課程の学科課程は、各研究科において定めるものとする。

(履修方法)

第10条 修士の課程においては、二年以上在学し、所定の学科目中三十単位以上を履修し、別に学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。

2 修士課程においては、各研究科規程の定めるところによりその属する研究科の他の専攻課程の科目、又は他の研究科の専攻課程の科目を選択履修し、これを修士課程の単位とすることができる。

第11条 博士課程においては、三年以上在学し、所定の学科目中二十単位以上を履修し、別に学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。

2 博士課程においては、各研究科規程の定めるところによりその属する研究科の他の専攻課程の科目、又は他の研究科の専攻課程の科目を選択履修し、これを博士課程の単位とすることができる。

第12条 単位の履修、学位論文審査及び最終試験の合格又は不合格は、各研究科委員会において決定する。

第13条 所定の課程を了え、学位論文審査及び最終試験に合格した者に対しては、修士又は博士の学位を授与する。

第5章 学位の種類

(学位の種類)

第14条 学位の種類は、次の通りとする。

研究科	博士課程	修士課程
経済学研究科	経済学博士	経済学修士
経営学研究科	経営学博士	経営学修士
	商学博士	商学修士
法学研究科	法学博士	法学修士

第6章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 修士課程に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ当該研究科規定により志望の専攻課程を履修するに適當と認められた者とする。

1. 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
2. 文部大臣の指定した者
3. 外題において、学校教育における十六年の課程を了した者

第17条 博士課程に入学を志願することのできる者は、修士の学位を有し、かつ当該研究科規程により、志望の専攻課程を、履修するに相当と認められた者とする。

(入学志願の手續及び選考方法)

第18条 入学志願の手續及び選考の方法は、各研究科において定めるものとする。

(休学、転学及び退学)

第19条 休学、転学及び退学については、学部通則の規定を準用する。

(在学年限)

第20条 在学し得る年限は、修士課程にあつては四年、博士課程にあつては六年を超えてはできない。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料
(入学検定料、入学金及び授業料)

第21条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表の通りとする。

2 検定料、入学金及び授業料の徴集については、学部通則の規定を準用する。

第8章 除籍及び徴戒
(除籍及び徴戒)

第22条 除籍及び徴戒については、学部通則の規定を準用する。

第9章 学年、学期及び休業日
(学期及び休業日)

第23条 学年の始期、終期及び休業日については、学部通則の規定を準用する。

第10章 外国学生、委託学生、聴講生
(外国学生)

第24条 外国人でこの学則に定める資格を有する者が、外国学生として入学を志望するときは、当該研究科委員会において選考の上、定員外として特に入学を許可することがある。

2 外国学生にはこの学則の学生に関する規定を準用する。

(委託学生)

第25条 公私の機関又は団体から、この学則に定める資格を有するその所属の職員につき、委託学生として入学を願ひ出たときは、当該研究科委員会において選考の上定員外として入学を許可することがある。

2 委託学生にはこの学則の学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

第26条 一科目又は数科目につき聴講しようとする者があるときは、当該研究科委員会において選考の上聴講を許可することがある。

2 聴講生には第15条、第18条、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。

附 則

第27条 本学則は昭和28年4月1日から施行する。

別 表

区分	入学検定料	入学金	授 業 料	
			第一期	第二期
	400円	400円	4,500円	4,500円
聴講生	250円	250円	一単位につき200円	

神戸大学大学院委員会規程
(昭和28,3,31制定)

第1条 神戸大学大学院委員会(以下委員会という)は、下に掲げる委員で組織する。

1. 学 長
2. 研究科長
3. 学 部 長 (但し学部長と研究科長が同一人である場合は、当該研究科教授会で選出されたもの一名を加える。)

第2条 学長は、委員会を召集しその議長となる。

第3条 委員会に付議し又は諮問する事項は、次の通りとする。

1. 大学院の組織及び運営に関する重要事項
2. 各研究科の連絡調整に関する事項
3. その他大学院に関する重要事項

第4条 委員会に幹事を置き、事務局長及び庶務課長をもつて充てる。

2 委員会に書記を置き、庶務掛長をもつて充てる。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。